

佐賀県建設工事条件付一般競争入札実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、佐賀県が発注する建設工事において実施する条件付一般競争入札に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において、「条件付一般競争入札」とは、一般競争入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する資格を定め、当該資格を有する不特定多数の者による入札方法をいう。

2 この要領において、「事前審査型」とは、入札前に競争参加資格審査を行い、資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき落札決定する入札方法をいう。

3 この要領において、「事後審査型」とは、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提示したものについて入札後に競争参加資格審査を行い、当該入札者が公告に定める資格要件を満たしていると認めた場合に落札決定する入札方法をいう。

(対象工事)

第3条 条件付一般競争入札事前審査型（以下「事前審査型」という。）は、設計価格が次の各号に定める額の建設工事から地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項の規定する総務大臣が定める額未満の建設工事について実施する。

- (1) 土木一式工事にあつては設計価格が7千万円以上
- (2) 建築一式工事にあつては設計価格が1億5千万円以上
- (3) 専門工事（舗装及び法面工）にあつては設計価格が2,500万円以上
- (4) 前各号を除くその他の工事にあつては設計価格が6千万円以上

2 条件付一般競争入札事後審査型（以下「事後審査型」という。）は、前項各号に規定する額未満の建設工事について実施する。

3 前項の規定にかかわらず、特別な技術を要する工事は事前審査型を実施できるものとする。

(入札参加資格)

第4条 入札に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を満たし、かつ、第6条第2項に規定する当該入札参加資格を有する旨の通知を受けた者（事後審査型にあつては、第5条第2項に規定する入札参加届を提出した者）とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第

21 号) 第 2 条第 2 項の規定による当該工事の業種に係る入札参加資格の決定を受けている者の中から、発注機関の長(佐賀県財務規則(平成 4 年佐賀県規則第 35 号)第 3 条の 2 の規定に基づき発注機関の長から発注業務について委任を受けた者がある場合は、当該委任を受けた者。以下同じ。)が次のいずれかを指定したものに該当する者であること。

ア 佐賀県入札参加資格が一定等級以上であること。

イ 経営事項審査の総合評定値が一定の点数以上であること。

ウ 佐賀県入札参加資格が一定等級以上であり、かつ経営事項審査の総合評定値が一定の点数以上であること。

(3) 発注工種について、第 5 条第 1 項の規定による入札参加資格確認申請書又は同条第 2 項の規定による入札参加届(以下「申請書等」という。)の提出期限から開札の日までの間において、経営事項審査の有効期間が満了するものでないこと。

(4) 申請書等の提出期限の日から開札の日までの間において、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていない者であること。

(5) 申請書等の提出期限日の 6 か月前から開札の日までの間に、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者であること。

(6) 開札の日までに、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格審査申請書を再度提出し、当該工事の業種に係る入札参加資格の再決定を受けている者を除く。

(7) 原則として県内に本店(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条に規定する営業所のうち主たるものをいう。以下同じ。)を有している者であること。ただし、高度な技術を要する工事や特殊工事等については、県外に本店を有する者も入札に参加できるものとする。

(8) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本、人事面若しくは技術面において強い関連がある者でないこと。この場合における「資本、人事面若しくは技術面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

ア 当該受託者と法人税法施行令第 4 条第 2 項及び第 4 項に該当する者(会社)

イ 役員(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下本条において同じ。)が、当該受託者の役員を現に兼ねている会社

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次のイからニに掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
 - ウ 役員配偶者及び親子関係にある者が、現に当該受託者の役員職にある会社
 - エ 当該受託者に技術的支援を行っている者。この場合における「技術的支援」とは、「設計業務等における総合的企画、業務遂行整理手法の決定及び技術的判断」及び「解析業務における手法の決定及び技術的判断」をいう。
- (9) 当該工事の他の入札参加資格者（特定建設工事共同企業体にあつては他の構成員を含む。）と、資本若しくは人事面において強い関連がある者でないこと。この場合における「資本若しくは人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者とする。
- ア 法人税法施行令第4条第2項及び第4項に該当する者（会社）
 - イ 一方の会社の役員が、他の会社の役員を現に兼ねている会社
 - ウ 一方の会社の役員配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員職にある会社
- (10) 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。
- 2 発注機関の長は、工事の種類又は性質により、次の各号に掲げる事項を入札参加に必要な要件とすることができる。
 - (1) 当該工事と同種又は類似工事の施工実績があること。
 - (2) 当該工事において適正と認められる技術者を配置できること。
 - (3) 当該工事に関する施工計画が適正であること。（事前審査型に限る。）
 - (4) その他必要な事項

(入札参加資格確認申請等)

第5条 事前審査型の場合において入札参加資格の確認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、公告に定める期間内に、入札参加資格確認申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)及び次の各号に掲げる添付書類を1部提出するものとする。

- (1) 同種工事の施工実績調書(様式第6号)
- (2) 配置予定技術者調書(様式第7号)
- (3) その他発注機関の長が必要と認めるもの

2 事後審査型の場合において入札に参加しようとする者(以下「届出者」という。)については、公告に定める期間内に、入札参加届(様式第2号)を1部提出するものとする。

3 前2項に規定する「公告に定める期間」は、公告の日の翌日から起算して次の各号に掲げる期間(佐賀県の休日に関する条例第1条に規定する県の休日、4月30日から5月2日及び8月13日から8月15日の期間(以下「休日」という。))を含まない。)とする。

(1) 総合評価落札方式の入札の場合

ア 事前審査型のとき

- ① 予定価格が500万円未満の工事 6日以内
- ② 予定価格が500万円以上5千万円未満の工事 8日以内
- ③ 予定価格が5千万円以上の工事 10日以内

イ 事後審査型のときは、5日以内とする。

(2) 総合評価落札方式でない入札(価格競争入札)の場合

ア 事前審査型のとき

- ① 予定価格が5千万円未満の工事 6日以内
- ② 予定価格が5千万円以上の工事 8日以内

イ 事後審査型のとき

- ① 予定価格が500万円未満の工事 3日以内
- ② 予定価格が500万円以上の工事 5日以内

4 申請者が特定建設工事共同企業体の場合にあつては、第1項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 共同企業体協定書(佐賀県建設工事共同企業体取扱要領様式第1号)
- (2) 共同企業体編成表(佐賀県建設工事共同企業体取扱要領様式第2号)

(入札参加資格の確認)

第6条 前条第1項の規定により申請書を提出した申請者の入札参加資格は、各部局において設置する競争入札参加資格委員会（以下「委員会」という。）に諮り決定するものとする。

2 前項の規定により入札参加資格を確認した場合は、その旨を速やかに、入札参加資格確認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（入札参加資格の喪失）

第7条 前条の規定により入札参加資格を有する旨の確認を受けた者が、その後資格要件を満たさなくなったとき、又は申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加できないものとする。

（公告）

第8条 公告は、入札参加資格等を佐賀県ホームページに登載して行わなければならない。

2 前項の公告は、委員会に諮り決定するものとする。

（入札説明書等の公表）

第9条 入札説明書、提出資料作成要領、縦覧設計書、切り抜き設計書、図面のほか入札参加者の見積りに必要な情報は、公告後速やかに公表するものとする。

（入札説明書に対する質問及び回答）

第10条 申請者又は届出者は、総合評価落札方式の入札の場合は、前条の規定により公表している情報の内容について、公告の日の翌日から起算して次の各号に掲げる期間（休日を除く）までに書面又は電子メールにより質問をすることができる。

(1) 土木一式工事及び専門工事（建築物に係る設備工事を除く）の場合

ア 標準型、簡易型、技術提案チャレンジ型 入札開始日の7日前

イ 特別簡易型、自己採点型 入札開始日の4日前

(2) 建築一式工事及び専門工事（建築物に係る設備工事）の場合

ア 標準型 入札開始日の17日前

イ 特別簡易型、簡易型 入札開始日の12日前

ウ 自己採点型 入札開始日の7日前

2 申請者又は届出者は、総合評価落札方式でない入札（価格競争入札）の場合は、前条の規定により公表している情報の内容について、公告の日の翌日から入札開始日（紙入札の場合は入札日）の4日前（休日を含まない。）までに書面又は電子メールにより質問をすることができる。ただし、見積期間が5日に満たない場合は、入札公告の日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）までに書面又は電子メールにより質問をすることができる。

3 質問に対する回答は、速やかに回答するものとする。

(事後審査型における落札決定又は入札参加資格不適格の決定)

第 11 条 発注機関の長は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、その者を落札者と決定し佐賀県財務規則（平成 4 年規則第 35 号）に規定する落札決定通知書により通知するとともに、その他の入札参加者全員にその旨を通知するものとする。

2 発注機関の長は、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、その旨を委員会に諮り決定し、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適格通知書（様式第 4 号）を通知するものとする。

3 前項の場合において、予定価格の範囲内の価格で当該落札候補者の次に低い価格で入札した者があるときは、前 2 項の規定を準用する。

(見積期間)

第 12 条 入札参加者の見積りに要する期間は、公告の日の翌日から入札開始日（紙入札の場合は入札日）の前日までとし、公告の日の翌日から起算して次の各号に掲げる期間（休日を含まない。）を設定することとする。ただし、第 9 条に規定する入札説明書等の公表が公告後速やかに行われていない場合は、この限りではない。

(1) 総合評価落札方式の入札の場合

ア 事前審査型のとき

- ① 予定価格が 5 0 0 万円未満の工事 1 0 日以上
- ② 予定価格が 5 0 0 万円以上 5 千万円未満の工事 1 2 日以上
- ③ 予定価格が 5 千万円以上の工事 1 5 日以上

イ 事後審査型のとき

- ① 予定価格が 5 0 0 万円未満の工事 7 日以上
- ② 予定価格が 5 0 0 万円以上 5 千万円未満の工事 1 0 日以上
- ③ 予定価格が 5 千万円以上の工事 1 5 日以上

(2) 総合評価落札方式でない入札（価格競争入札）の場合

(1) 事前審査型のとき

- ア 予定価格が 5 千万円未満の工事 1 0 日以上
- イ 予定価格が 5 千万円以上の工事 1 2 日以上

(2) 事後審査型のとき

- ア 予定価格が 5 0 0 万円未満の工事 3 日以上
- イ 予定価格が 5 0 0 万円以上 5 千万円未満の工事 5 日以上
- ウ 予定価格が 5 千万円以上の工事 1 0 日以上

- 2 前項の規定にかかわらず、災害等やむを得ない事情があるときは、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項に規定する見積期間を確保できる範囲内で前項に規定する期間を短縮することができるものとする。

（苦情処理）

第13条 入札参加資格の確認等、条件付一般競争入札の手続きに関し異議がある者は、事実を知り得た日から5日（休日を含まない。）以内に説明請求書（様式第5号）により、発注機関の長に理由説明を求めることができる。

- 2 発注機関の長は、前項により説明を求められたときは、説明を求められた日から5日（休日を含まない。）以内に入札参加資格確認等説明書（様式第5号の2）により回答するものとする。
- 3 前項の理由説明に不服がある者は、書面による通知をした日から7日（休日を含まない。）以内に苦情申立書（様式第5号の3）により、知事に苦情申立てを行うことができる。
- 4 前項の苦情申立てが行われた場合には、知事は、60日以内に文書により回答するものとする。
- 5 前項の回答に当たって、知事は、佐賀県建設工事入札審査会（以下「入札審査会」という。）に審議を依頼するものとする。
- 6 知事は、第3項の苦情申立てが行われた場合又は前項の入札審査会における審議の結果必要があると認めるときは、当該申立てのあった工事に係る入札又は契約を中止し、又は契約の解除等を行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成11年6月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成12年4月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成18年10月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

（経過措置）

2 第3条第2項に規定する対象工事のうち、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第4条に規定する各業種のB又はCの等級を含む対象工事については、平成19年4月1日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成19年4月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成20年2月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成20年4月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成21年4月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成22年10月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成25年11月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成26年4月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。